

ショートステイひばりの郷
(介 護)
運営規程

社会福祉法人 定山会

第1章 事業所の目的、運営の方針

(総則)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人定山会が開設するショートステイひばりの郷（以下「事業所」という。）が行う併設型ユニット型指定短期入所生活介護事業（以下「サービス」という。）の人員及び管理運営に関する重要事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
- 2 事業所の運営は、介護保険法及び関係する厚生労働省令・告示の趣旨に沿ったものとする。

(事業所の目的)

- 第2条 事業所は、利用者がサービス利用する際も、居宅で過ごしている生活の在り方を継続できるよう、ユニットケアを導入し、一人一人が個性を生かし、他者や家族、近隣との社会的関係を築きながら、主体的かつ自律的に日常生活を営めるよう支援することを目的とする。

(ユニットケアの定義)

- 第3条 前条のユニットケアとは、「少人数のグループを構成し、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケア（生活行為への支援）を行うこと」と定義する。
- 2 少人数のグループは、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、それに隣接する少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成される。

(運営の方針)

- 第4条 事業所は、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、その者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう運営するものとする。
- 2 事業所は、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、要介護状態等の悪化の防止に資するよう、その有する能力に応じ、必要な生活介護を行うものとする。
- 3 事業所は、相当期間以上にわたり継続してサービスを利用することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつき、連携を重視し、地域に開かれた運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の介護保険事業者、その他保健医療サービス等との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第5条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 ショートステイひばりの郷
所在地 千葉県八千代市大和田53

第2章 職員の職種、職務内容

(管理者、職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する管理者、職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名（常勤）

事業所の業務を統括すると共に、サービスの実施に関して遵守すべき事項について必要な指揮命令を行う。

医師 1名（非常勤）

利用者に対し、診察、健康管理及び療養上の指導を行う。

生活相談員 1名以上（常勤）

利用者の入退所に関する業務、相談援助、受給資格等の管理、関係機関や家族等との連絡調整を行う。

介護職員 4名以上（常勤・非常勤）

利用者の入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。

機能訓練指導員 1名以上（常勤・非常勤）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。

栄養士または管理栄養士 1名以上（常勤）

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(勤務体制の確保等)

第7条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、次の各号に定める職員配置を行う。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 事業所の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(職員の研修)

第8条 前条第4項に規定する研修は、次のとおりとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以上

(2) 定期的研修 年2回以上

(3) 必要に応じて、その他の研修及び外部研修を実施する。

第3章 利用定員

(利用定員)

第9条 事業所における利用定員は20名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第10条 事業所のユニットの数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 2ユニット
- (2) ユニットごとの利用定員 各10名

(定員の遵守)

第11条 事業所は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4章 サービスの内容、契約、利用料等

(サービスの基本方針)

第12条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、適切な支援を行う。

- 2 事業所は、利用前と利用後の生活が連続したものとなるよう、利用者の生活歴を具体的に把握し、一人ひとりの個性、生活のリズムを尊重したサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、利用者がユニットにおいて相互に社会関係を築くことができるよう、それぞれ役割をもって主体的に生活を営めるよう支援するとともに、利用者のプライバシーや自律的な生活を損なうことのないよう配慮する。
- 4 事業所は、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、介護は安全かつ安楽であることを優先すると共に、利用者が有する能力を活用できるよう配慮することに努める。
- 5 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、必要な事項を理解しやすいように説明する。

(サービスの説明と同意)

第13条 事業所は、サービスの開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、事業所職員の勤務体制等の利用申込者がサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、契約が成立したときは契約書を交付する。

(食 事・栄養管理・口腔衛生管理)

第14条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するとともに、適切な栄養管理を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
- 5 利用者のその心身の状況に応じて口腔衛生について管理及び支援を行う。

(排 泄)

第15条 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行う。

- 2 事業所は、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に交換する。

(入 浴)

第16条 事業所は、1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、利用者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(離床・着替え・整容等)

第17条 事業所は、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。

(機能訓練)

第18条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第19条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、褥瘡の予防等、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

(相談及び援助)

第20条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(介護保険給付外及び利用者の選定で利用するサービスの内容)

第21条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

1日当たり1,900円(利用者負担第4段階)

朝食500円 昼食700円 おやつ100円 夕食600円

- ・介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された食費の負担限度額とする。
 - ・第1段階から第3段階の対象者で利用期間中に1食または2食の日がある場合の食費については、第4段階に示した1食あたりの単価の合計額と、各段階の金額とを比較して少ない方の金額を利用者より徴収する。
- (2) 居住に要する費用 1日当たり2,900円
- ・介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された居住費の負担限度額とする。
- (3) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) 送迎代(実施地域外) 1kmにつき 200円
- (7) 前各号に掲げるものの他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもので、重要事項説明書に定める費用
- 2 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第22条 通常の送迎の実施地域は、八千代市全域、佐倉市、船橋市、千葉市花見川区、習志野市、白井市、印西市、四街道市とし、事業所の隣接市境より4km程度以内とする。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(事業所内の禁止行為)

第23条 利用者及び職員は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の権利・自由を侵すこと。
- (3) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (4) 所定場所以外で喫煙及び火気を用いること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 事故発生の防止のための前1号から3号に掲げる措置を適切に実施するために安全対策担当者を選任する。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急事態における対応)

第25条 事業所は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第26条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 事業所は、防火管理者を選任し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 前項の避難訓練については、夜間または夜間を想定した避難訓練を含み年3回以上行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すると共に、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための委員会の設置及び研修を定期的実施する。
 - (3) 感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を年2回以上実施する。

(身体拘束)

第28条 事業所は、常に身体拘束の廃止に向けた取り組みを検討し、利用者が快適かつ安全な生活を過ごせるよう努める。

- 2 利用者の身体拘束は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。
- 3 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとし、その内容は家族等の同意を必要とする。

(虐待防止に関する事項)

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(苦情処理)

第30条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村から文書等の提出の求め、または質問等に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会から文書等の提出の求め、または質問等に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。千葉県国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第6章 その他事業運営に関する重要事項

(秘密保持等)

第32条 事業所の職員及び職員でなくなった者も含めて、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(協力医療機関)

第 3 3 条 事業所は、利用者の心身の異常等の緊急事態が生じた際のために協力医療機関を定め、緊急時等における診療の協力を確保する。

(地域との連携等)

第 3 4 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(掲示)

第 3 5 条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制を掲示する。

(ハラスメント防止)

第 3 6 条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 7 章 雑則

(委 任)

第 3 7 条 この規程の施行上必要な措置については、管理者が別に定める。

(改 正)

第 3 8 条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人定山会理事会の議決を経るものとする。

附則 この規程は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

改正 平成 2 7 年 4 月 1 日 (第 6 条修正)

平成 3 0 年 4 月 1 日 (第 2 1 条修正)

令和 5 年 1 0 月 1 日 第 6 条 管理栄養士追記

第 1 4 条 栄養管理・口腔衛生管理追記

第 2 1 条 利用料改定修正

第 2 4 条 安全対策担当者追記

第 2 7 条 委員会及び訓練追記

第 2 9 条 虐待記載内容修正

第 3 1 条 業務継続計画・以降条文繰り下げ

第 3 6 条 ハラスメント防止

令和 7 年 4 月 1 日 第 2 1 条 利用料修正